

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	諫早市・大村市(代表)

諫早大村地域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大村市産業振興部農林水産振興課
所在地 長崎県大村市玖島1丁目25番地
電話番号 0957-53-4111
FAX番号 0957-54-9567
メールアドレス nougyou@city.omura.nagasaki.jp

<連絡先>

担当部署名 諫早市農林水産部有害鳥獣対策課
所在地 長崎県諫早市東小路町7番1号
電話番号 0957-22-1500
FAX番号 0957-22-2602
メールアドレス yuugai_choujyu@city.isahaya.nagasaki.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・アナグマ・アライグマ・タヌキ・カモ・カラス等
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	長崎県諫早市・大村市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	地域	被害の現状		
		品 目	被 害 数 値	
イノシシ	諫早市	水稻	8.60ha	990.2万円
		果樹	0.96ha	309.7万円
		野菜	—ha	—万円
		いも類 等	—ha	—万円
	大村市	水稻	2.57ha	295.5万円
果樹		0.26ha	83.2万円	
野菜		0.18ha	39.3万円	
麦類・いも類・豆類 等		0.47ha	33.3万円	
イノシシ 計		13.04ha	1,751.2万円	
アナグマ	諫早市	果樹 等	0.47ha	150.3万円
	大村市	果樹・野菜・豆類 等	0.00ha	4.3万円
	アナグマ 計		0.47ha	154.6万円
アライグマ	諫早市	果樹 等	—ha	—万円
	大村市	果樹 等	—ha	—万円
	アライグマ 計		—ha	—万円
タヌキ	諫早市	—	—ha	—万円
	大村市	—	—ha	—万円
	タヌキ 計		—ha	—万円
カモ	諫早市	麦・野菜 等	40.92ha	3,203.5万円
	大村市	—	—ha	—万円
	カモ 計		40.92ha	3,203.5万円

カラス等	諫早市	水稻・果樹 等	2.94ha	910.8万円
	大村市	果樹・野菜 等	0.13ha	71.1万円
	カラス等 計		3.07ha	981.9万円
合 計			57.50ha	6,091.2万円

(2) 被害の傾向

1. イノシシ

諫早市・大村市ともに市内全域で生息している。諫早市では水稻・果樹（みかん）の被害が発生している。大村市では被害の発生時期は6月～12月の間に集中しており、被害作物は、水稻・果樹（みかん）・いも類等となっている。これまでは中山間部を中心に被害が発生していたが、近年では平坦部の農地でも被害が発生しており、被害地域は増加傾向である。

また、田んぼの法面や畔、ため池の堤体を掘り起こすなど、農作物以外の被害も多発している。

2. アナグマ

諫早市・大村市ともに市内全域で生息している。諫早市では果樹の被害が発生している。大村市では被害の発生時期は春先から秋口である。果樹・野菜・豆類で被害が発生している。中山間部に限らず平坦部でも被害が発生している。

3. アライグマ

諫早市・大村市ともに市内全域で生息している。諫早市では近年農作物被害の報告はあっていないが、多良岳周辺での捕獲数が多い。また、生息域が拡大している。大村市においても近年農作物被害の報告はあっていないが、捕獲数は増加しており、市街地にも出没している。萱瀬地区で最も捕獲されている。

4. タヌキ

諫早市・大村市ともに市内全域で生息している。近年は農作物被害の発生数は少ないが、野菜を中心に被害が発生している。大村市においては長崎空港で最も捕獲されている。

5. カモ

諫早市において、特に干拓地とその周辺に冬場飛来し、麦類・野菜（ブロッコリー、レタス、白菜等）・飼料作物の被害が発生している。

6. カラス等

諫早市・大村市ともに市内全域で生息している。諫早市では水稻・果樹（みかん）の被害が発生している。大村市では、8月にぶどうの被害、冬には果樹（みかん）の被害が発生している。被害は山間部・平坦部を問わず発生している。

(3) 被害の軽減目標

【全体】

指標 (対象鳥獣)	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
イノシシ	13.04	1,751.2	9.12	1,225.8
アナグマ	0.47	154.6	0.32	108.2
アライグマ	—	—	—	—
タヌキ	—	—	—	—
カモ	40.92	3,203.5	28.64	2,242.4
カラス等	3.07	981.9	2.14	687.2
計	57.50	6,091.2	40.22	4,263.6

【諫早市】

指標 (対象鳥獣)	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
イノシシ	9.56	1,299.9	6.69	909.9
アナグマ	0.47	150.3	0.32	105.2
アライグマ	—	—	—	—
タヌキ	—	—	—	—
カモ	40.92	3,203.5	28.64	2,242.4
カラス等	2.94	910.8	2.05	637.5
計	53.89	5,564.5	37.70	3,895.0

【大村市】

指標 (対象鳥獣)	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
イノシシ	3.48	451.3	2.43	315.9
アナグマ	0.00	4.3	0.00	3.0
アライグマ	—	—	—	—
タヌキ	—	—	—	—
カモ	—	—	—	—
カラス等	0.13	71.1	0.09	49.7
計	3.61	526.7	2.52	368.6

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲従事者(猟友会員)による年間を通じての有害鳥獣捕獲 ・捕獲隊による捕獲 ・狩猟免許試験の事前講習会の受講費の助成 ・イノシシ用箱わな及び小動物用箱わなの導入 ・有害鳥獣捕獲従事者、捕獲隊への箱わなの貸与 ・有害鳥獣捕獲により捕獲した個体は、埋設、焼却施設または処理施設への持ち込みにより処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴う捕獲従事者の減少に対応するため、新たな捕獲従事者の育成 ・銃猟免許取得者の増員 ・効果的な箱わなの設置 ・捕獲隊等の地域ぐるみでの捕獲活動の推進、強化 ・捕獲個体処理の負担軽減(特に埋設処理する場合) ・捕獲個体の利活用(ジビエ等)
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国の交付金を活用したワイヤーメッシュ柵及び電気柵の設置 ・防護柵設置後の適正な管理のための指導及び助言 ・鳥害防止機器、レーザー装置、鷹匠等による有害鳥類の追払い活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の適正な管理の推進 ・集落ぐるみでの自主的な防護柵の点検及び補修 ・効果的な防護柵設置方法の周知
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の習性や被害防止技術の習得にかかる研修会の開催及び参加 ・農地周辺の草刈りによる緩衝帯設置の指導 ・地域住民への収穫残渣の適正な処理、餌やり行為の禁止についてのチラシの配布や防災ラジオを活用した周知活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な研修会の開催等による最新の知識の普及 ・緩衝帯設置の省力化 ・放任果樹の除去についての周知 ・耕作放棄地の刈り払い

(5) 今後の取組方針

野生鳥獣による被害を防止するため、集落単位でのワイヤーメッシュ柵及び電気柵の設置を柱とした防護対策、農作物残渣及び放任果樹の撤去、緩衝帯の整備や雑木林の刈り払い等による棲み分け対策、有害鳥獣捕獲従事者による加害個体の捕獲対策の3対策を引き続き総合的に推進する。

捕獲については、ICT機器を活用し、効果的省力的な捕獲を推進する。加えて、GISを活用することで、被害圃場や有害鳥獣の生息分布等を可視化し、効果的な被害防止対策を実施する。

また、野生鳥獣は行政域を跨いで移動することから、より効果的な対策を図るためには市域を越えた地域の連携（広域的な取組）が必要である。このことから、諫早市及び大村市で構成する協議会において情報の共有化などを行い実効性の高い被害防止対策を進める。

今後も集落が主体的な被害防止活動に取り組めるように、集落座談会や現地研修会を開催して、効果的な被害防止対策の普及啓発を図り、野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを推進すると共に、狩猟免許を有しない従事者容認事業を活用した、地域の「捕獲隊」設置推進を支援する。

アライグマに関しては、特定外来生物法に基づく「防除実施計画」により、積極的な捕獲を通じ生息域拡大を防ぐ。

(今後の計画)

①防護対策

侵入防護柵の設置希望調査、未整備地域の被害状況聞き取りや現地調査を行いながら、国庫事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵、電気柵設置に対する助成を行う。また、防護柵設置後における適正な管理方法についての普及に努める。

②捕獲対策

捕獲従事者の経費負担の軽減と捕獲意欲向上のため、国庫事業を活用し、捕獲機材の購入助成を行う。また、狩猟免許取得に対する助成を行い、新規捕獲従事者の確保に努める。

③棲み分け対策

緩衝帯の設置や、放任果樹の除去などを地域ぐるみで推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

各地域の猟友会員が有害鳥獣捕獲従事者として、箱わな及びくくりわな、銃器、網により捕獲を実施する。また、「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業（捕獲隊）」による地域ぐるみの捕獲を実施する。各市の鳥獣被害対策実施隊は猟友会等の関係機関と連携を図りながら捕獲対策を講じる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ アナグマ アライグマ タヌキ カモ カラス等	<ul style="list-style-type: none">・捕獲機材（箱わな、くくりわな）の導入・狩猟免許取得に対する助成を行い新たな捕獲従事者の育成、確保を図る。・「狩猟免許を有しない従事者容認事業（捕獲隊）」の推進・特定外来生物法に基づき各市で定めた「アライグマ防除実施計画」に沿った防除の実施・カラス用捕獲檻を用いたカラスの捕獲
令和6年度	イノシシ アナグマ アライグマ タヌキ カモ カラス等	<ul style="list-style-type: none">・捕獲機材（箱わな、くくりわな）の導入・狩猟免許取得に対する助成を行い新たな捕獲従事者の育成、確保を図る。・「狩猟免許を有しない従事者容認事業（捕獲隊）」の推進・特定外来生物法に基づき各市で定めた「アライグマ防除実施計画」に沿った防除の実施・カラス用捕獲檻を用いたカラスの捕獲
令和7年度	イノシシ アナグマ アライグマ タヌキ カモ カラス等	<ul style="list-style-type: none">・捕獲機材（箱わな、くくりわな）の導入・狩猟免許取得に対する助成を行い新たな捕獲従事者の育成、確保を図る。・「狩猟免許を有しない従事者容認事業（捕獲隊）」の推進・特定外来生物法に基づき各市で定めた「アライグマ防除実施計画」に沿った防除の実施・カラス用捕獲檻を用いたカラスの捕獲

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○イノシシ

これまでの捕獲実績を見ると、気候等の影響により年度ごとの捕獲数は若干の増減はあるものの、依然として捕獲頭数は高推移しており、新たな地区での農作物被害も発生している状況であることから、年間を通じて捕獲を行う。

○アナグマ

果樹、野菜などで農作物被害が発生しており、今後被害が増加する恐れがあるため、年間を通じて必要頭数の捕獲を行う。

○アライグマ

アライグマは外来生物であり、被害分布が拡大しているとともに捕獲頭数も増加傾向である。自然生態系への影響も危惧されることから、外来生物法に基づく防除実施計画により、根絶を目的とした捕獲を行う。

○タヌキ

現在、被害はほとんど発生していないが、新たな被害を発生させないために年間を通じて必要頭数の捕獲を行う。

○カモ

近年、特に諫早地域において被害が著しく増加しているため、年間を通じて必要羽数の捕獲を行う。

○カラス等

被害状況を見ながら、年間を通じて必要頭数の捕獲を行う。

【全体】

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	4,300	4,300	4,300
アナグマ	450	450	450
アライグマ	500	500	500
タヌキ	110	110	110
カモ	1,800	1,800	1,800
カラス等	2,400	2,400	2,400

【諫早市】

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	3,200	3,200	3,200
アナグマ	300	300	300
アライグマ	300	300	300
タヌキ	80	80	80
カモ	1,800	1,800	1,800
カラス等	1,500	1,500	1,500

【大村市】

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	1,100	1,100	1,100
アナグマ	150	150	150
アライグマ	200	200	200
タヌキ	30	30	30
カモ	0	0	0
カラス等	900	900	900

捕獲等の取組内容
捕獲手段は、銃器及びわな（箱わな、くくりわな）、網を基本とする。捕獲期間は通年とし、捕獲実施場所は諫早市及び大村市全域とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
諫早市 大村市	県より委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

【全体】

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ等	電気柵 25,000m ワイヤーメッシュ柵 91,000m	電気柵 15,000m ワイヤーメッシュ柵 61,000m	電気柵 15,000m ワイヤーメッシュ柵 61,000m

【諫早市】

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ等	電気柵 20,000m ワイヤーメッシュ柵 70,000m	電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 40,000m	電気柵 10,000m ワイヤーメッシュ柵 40,000m

【大村市】

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ等	電気柵 5,000m ワイヤーメッシュ柵 21,000m	電気柵 5,000m ワイヤーメッシュ柵 21,000m	電気柵 5,000m ワイヤーメッシュ柵 21,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な見廻り活動 ・ 柵の補強及び修繕 ・ 柵周辺の下草刈りの実施 ・ 電気柵の定期的な電圧測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な見廻り活動 ・ 柵の補強及び修繕 ・ 柵周辺の下草刈りの実施 ・ 電気柵の定期的な電圧測定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な見廻り活動 ・ 柵の補強及び修繕 ・ 柵周辺の下草刈りの実施 ・ 電気柵の定期的な電圧測定

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ アナグマ アライグマ タヌキ カモ カラス等	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域において集落説明会や現地研修会を開催し、被害防止に関する知識の普及啓発を行うとともに、地域が主体となった環境整備、侵入防止柵の設置及び管理、捕獲活動ができるような体制づくりを推進する。 ・農地周辺の緩衝帯整備を推進する。 ・鳥類による被害防止のための機材を導入する。
令和6年度	イノシシ アナグマ アライグマ タヌキ カモ カラス等	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域において集落説明会や現地研修会を開催し、被害防止に関する知識の普及啓発を行うとともに、地域が主体となった環境整備、侵入防止柵の設置及び管理、捕獲活動ができるような体制づくりを推進する。 ・農地周辺の緩衝帯整備を推進する。 ・鳥類による被害防止のための機材を導入する。
令和7年度	イノシシ アナグマ アライグマ タヌキ カモ カラス等	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域において集落説明会や現地研修会を開催し、被害防止に関する知識の普及啓発を行うとともに、地域が主体となった環境整備、侵入防止柵の設置及び管理、捕獲活動ができるような体制づくりを推進する。 ・農地周辺の緩衝帯整備を推進する。 ・鳥類による被害防止のための機材を導入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

【諫早市】

関係機関等の名称	役割
諫早市鳥獣被害対策実施隊	情報把握、必要に応じ関係機関へ支援を要請
長崎県 農山村振興課	情報共有を図り、必要に応じ関係機関へ支援を要請
長崎県 県央振興局	情報共有を図り、必要に応じ関係機関へ支援を要請
諫早警察署	地域住民の安全確保
諫早消防署	地域住民の安全確保
諫早市教育総務課	児童・生徒等に対する注意喚起
諫早市学校教育課	児童・生徒等に対する注意喚起
諫早市こども政策課	児童・生徒等に対する注意喚起
諫早猟友会	有害鳥獣の追い払い・捕獲
多良見猟友会	有害鳥獣の追い払い・捕獲

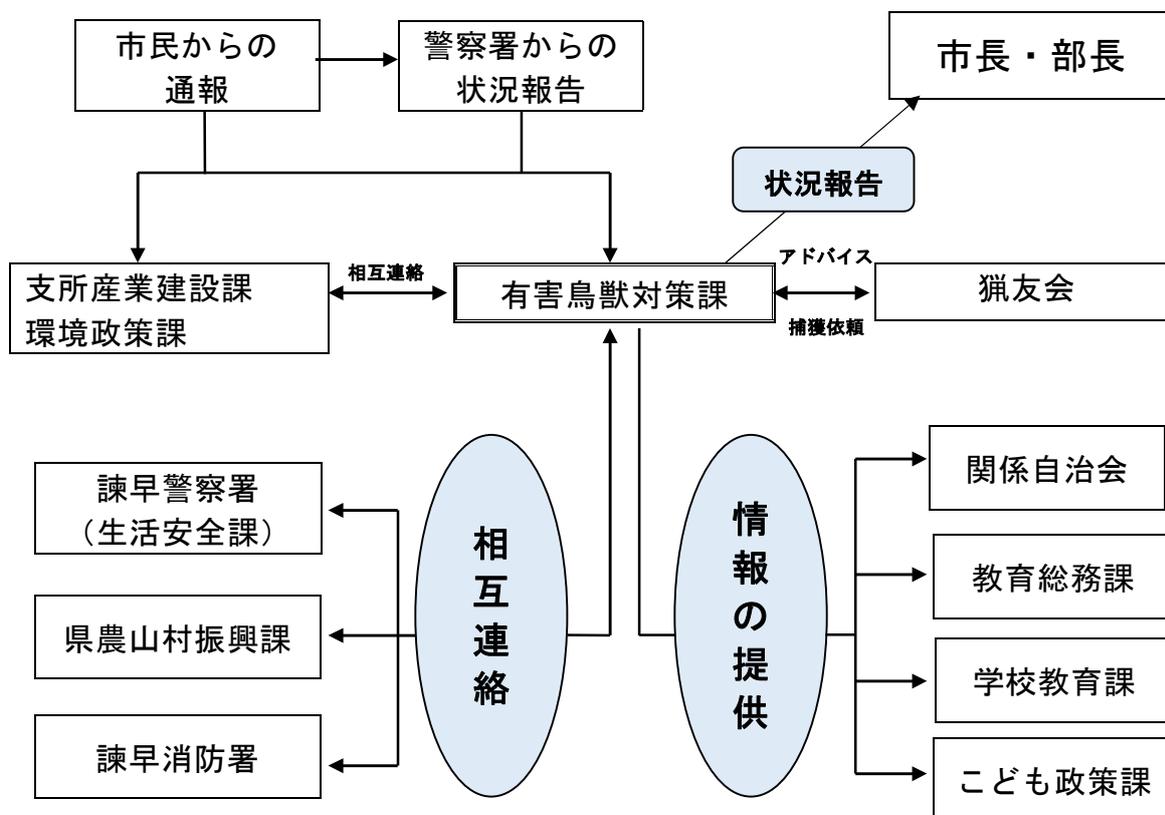
橘猟友会	有害鳥獣の追い払い・捕獲
有明猟友会	有害鳥獣の追い払い・捕獲
北高東部猟友会	有害鳥獣の追い払い・捕獲

【大村市】

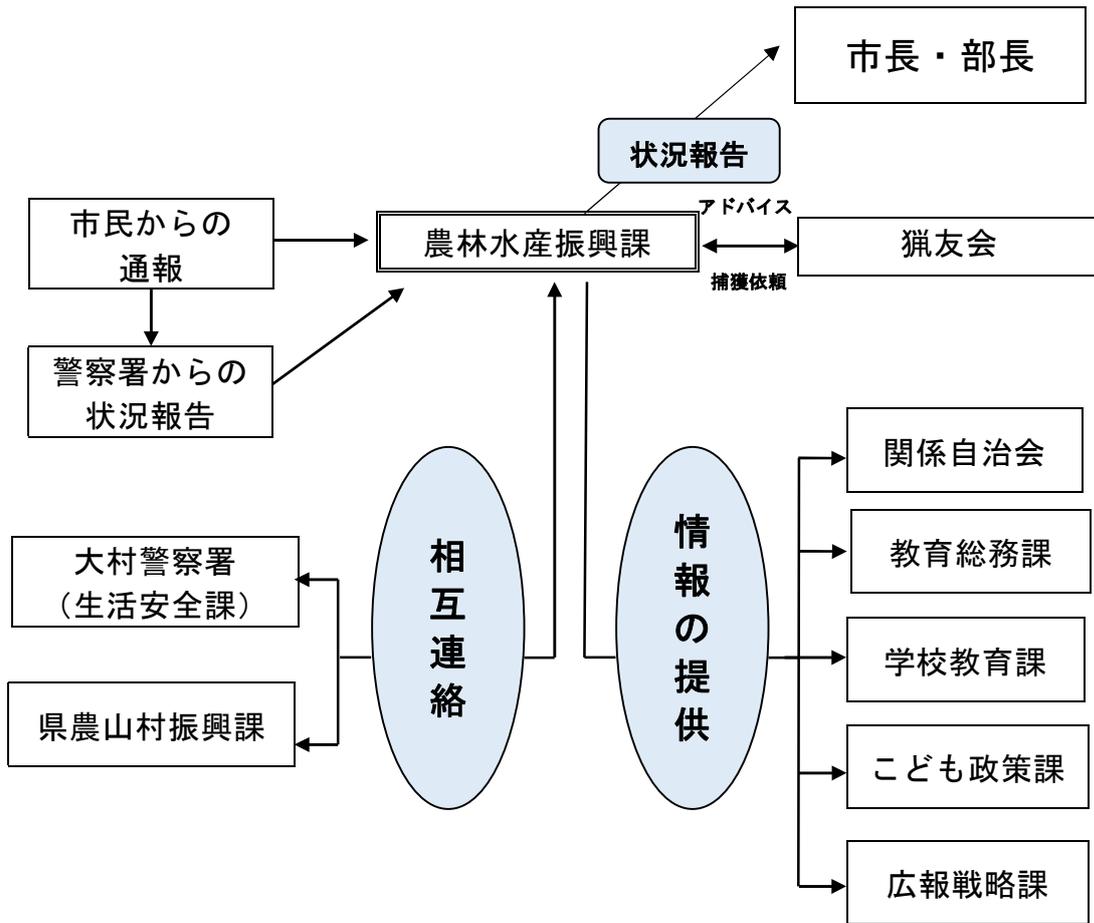
関係機関等の名称	役割
大村市鳥獣被害対策実施隊	情報把握、必要に応じ関係機関へ支援を要請
長崎県 農山村振興課	情報共有を図り、必要に応じ関係機関へ支援を要請
長崎県 県央振興局	情報共有を図り、必要に応じ関係機関へ支援を要請
大村警察署	地域住民の安全確保
大村市広報戦略課	防災ラジオ、SNS 等での市民に対する注意喚起
大村市教育総務課	児童・生徒等に対する注意喚起
大村市学校教育課	児童・生徒等に対する注意喚起
大村市こども政策課	園児等に対する注意喚起
大村猟友会	有害鳥獣の追い払い・捕獲

(2) 緊急時の連絡体制

【諫早市】



【大村市】



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ①焼却施設（諫早市：県央県南クリーンセンター、大村市：環境センター）への搬入による焼却処分（処理費用については、減免を受けている。）
- ②諫早猪処理販売センターへの無償持込
- ③自家消費
- ④埋設処理
埋設処理については、適切に処理をするよう周知、指導している。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<p>諫早猪処理販売センターへ持ち込まれたイノシシ等については、食肉用として処理を行い、直売所、インターネット等において販売を行っている。今後も引き続き販路拡大のため ICT 機材の導入等について支援を行う。</p> <p>目標頭（羽）数：イノシシ 300 頭、カモ 100 羽</p>
----	---

ペットフード	今後、利用拡大に向け研究する。
皮革	今後、活用方法を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	今後、活用方法を検討する。

(2) 処理加工施設の取組

諫早市に諫早猪処理販売センターを整備済み。運営は諫早市鳥獣処理加工販売組合(諫早市内の5猟友会で構成される任意団体)が行い、捕獲個体の有効活用を推進する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

国の支援事業を活用して、衛生的な処理や解体技術の実習等、OJT研修や先進地視察による人材育成を行う。
--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	諫早大村地域鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
長崎県 県央振興局	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止技術の指導
諫早市	事務局として協議会に関する連絡及び調整を行う。
大村市	事務局として協議会に関する連絡及び調整を行う。
長崎県央農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供とともに、対象地域を巡回し営農(技術)指導・情報提供を行う。
長崎西彼農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供とともに、対象地域を巡回し営農(技術)指導・情報提供を行う。
長崎県農業共済組合	農作物の被害に関する調査協力
諫早猟友会	有害鳥獣の捕獲を行う。
大村猟友会	有害鳥獣の捕獲を行う。
諫早市有害鳥獣防除対策協議会	有害鳥獣の被害対策
大村市鳥獣被害対策連絡協議会	有害鳥獣の被害対策

協議会の名称	諫早市有害鳥獣防除対策協議会
構成機関の名称	役割
諫早市	事務局として協議会に関する連絡及び調整を行う。
諫早市農業委員会	情報提供と遊休地対策事業等の啓発活動を行う。
長崎県 県央振興局	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止技術の指導

長崎県央農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供とともに、対象地域を巡回し営農(技術)指導・情報提供を行う。
長崎西彼農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供とともに、対象地域を巡回し営農(技術)指導・情報提供を行う。
長崎県農業共済組合	農作物の被害に関する調査協力
長崎南部森林組合	林産物の被害に関する調査協力
諫早猟友会	有害鳥獣の捕獲を行う。
多良見猟友会	有害鳥獣の捕獲を行う。
橘猟友会	有害鳥獣の捕獲を行う。
有明猟友会	有害鳥獣の捕獲を行う。
北高東部猟友会	有害鳥獣の捕獲を行う。
地区鳥獣被害防止対策協議会	防護柵の設置及び管理
地区部会等	情報提供、啓発活動

協議会の名称	大村市鳥獣被害対策連絡協議会
構成機関の名称	役割
大村市	事務局として協議会に関する連絡及び調整を行う。
長崎県 県央振興局	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止技術の指導
長崎県央農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供とともに、対象地域を巡回し営農(技術)指導・情報提供を行う。
長崎県農業共済組合	農作物の被害に関する調査協力
大村猟友会	有害鳥獣の捕獲を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長崎県 農山村振興課	当該計画の目標達成のための支援及び助言
長崎・県央地域有害鳥獣対策連絡会議	県央振興局管内における野生鳥獣の情報提供と被害防止策の技術指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>【諫早市】 隊員数 6 名 諫早市鳥獣被害対策実施隊を設置 市職員及び有害鳥獣被害対策専門員(会計年度任用職員)で構成し、被害対策の指導や被害調査等を行う体制を整備している。</p> <p>【大村市】 隊員数 9 名(わな猟免許 8 名、第 1 種銃猟免許 1 名) 市職員及び鳥獣対策アドバイザー(会計年度任用職員)で構成され、被害防止施策の計画立案、被害防止対策の実施・指導及び被害実態調査などを行う。 また、専門的な技術をもとに積極的な捕獲と地元への指導体制を整える。</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

集落座談会などを開催して集落主体の被害防止対策が実施できるよう、関係機関と連携して支援する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

地域協議会と連携して、講習会や現地研修会などを開催する。